

知名町

子育て応援 パンフレット

2023年度版



わらび
童が育てば 地域も育つ わらび
童が笑えば 地域も笑う
みんなのふるさとフローラル知名



知名町子育て応援パンフレット 2023年度版

この冊子に掲載している情報は2023年5月1日現在のものです。

電話 0997-84-3170 fax 0997-93-3115

編集・発行 知名町役場 子育て支援課

知名町子育て応援 パンフレット2023年度版

もくじ

子育てに関する相談窓口	P2
母子保健事業	P3
児童福祉等に関する事業	P4~5
こども園・保育園に関する事業	P6
療育施設、その他保育に関する事業	P7
子育て広場に関すること	P8
幼稚園・保育所・認定こども園の無償化について	P9~10
公園・医療機関等マップ	P11~12
子どもの学習に関すること(図書館)	P13
子どもの学習に関すること	P14
学校関係	P15
厚生労働省からのお知らせ	P16~18



子育てに関する相談窓口

子育てに関するご相談やお問い合わせを受け付けております。どこに相談してよいのか分からないというようなことでも適切な窓口にお繋ぎいたしますので、お気軽にご相談ください。

妊娠・
出産期

保健センター 電話番号 0997-93-2075

母子手帳交付から小学校入学まで様々な教室や資料配付があります。乳幼児健診や育児教室等はお母さん同士で会話するチャンスです。離乳食の試食や両親学級の開催があります。同年齢の子どもを持つ親同士、ゆっくり情報交換してください。

子育て広場・一時預かり

地域子育て支援拠点事業所「そら・SORA」

電話番号 070-1990-5689

就学前までのお子さんとその保護者が集う場として令和3年4月からフローラルパーク管理棟内へ場所を移転し、週5日、子育て広場を開催しています。季節の行事や毎月の誕生会等、親と子と一緒に参加できる楽しい行事を計画していますので、ご利用ください。

こども園・保育園

すまいる 電話番号 0997-93-3583

きらきら 電話番号 0997-93-2288

しらゆり 電話番号 0997-93-3033

入園児に限らず園庭開放や月1回こども園独自の子育て広場、一時保育の制度があります。

乳幼児期

学童期

子育て支援課 電話番号 0997-84-3170

子育てに関する相談窓口としての役割や、各種手当や助成に関する手続きを行います。

学校教育課 電話番号 0997-84-3158

就学に向けての相談、就学に際しての手続き等の役割を担っています。

地域では・・・

地域の事に詳しい母子保健推進員や民生委員(児童委員兼務)に気軽に声をかけてください。子育てに役立つ情報が手に入ります。入学後の育成会や子供会の行事、字活動への参加も、情報交換や体験のよい機会となります。

母子健康手帳交付

妊娠の届出を行った方に対して手帳の交付を行います。

育児相談

毎週月曜火曜の午前中に赤ちゃんの身体計測、育児相談を行っています。

妊婦健診・産婦健診

母子健康手帳と同時に交付する受診票を使って、委託医療機関で受診できます(全14回)。また、出産した病院での2週間健診・1か月健診の費用を助成します。

両親学級

妊娠中期に入った妊婦さんに個別案内しています。保健師等により妊娠中の生活、出産、産後についてアドバイスを受けられます。

こんには赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)

保健師・助産師・看護師が原則4か月位までの間にお母さんと赤ちゃんを支援するために訪問をする事業です。赤ちゃんの気になることやお母さん自身のこと、その他子育てに関わる悩みなどをスタッフに相談してみてください。詳しくは対象者に直接連絡します。

産後ケア事業

産後の身体の回復や育児等に対する不安を軽減し、母子とその家族が健やかな育児ができるようにサポートします。詳細については、保健センターにお問い合わせください。

予防接種

乳幼児期・学童期に行う定期予防接種については対象者に個人通知もしくは予防接種手帳を配布します。インフルエンザ・水痘・おたふく等の任意の予防接種の接種費用も一部助成しています。詳細については保健センターへお問い合わせください。

子育てサロン・ママサロン

乳児とその母親を対象に友達づくりや様々な内容を企画し子育てを楽しむ場の提供をしています。対象者には個別通知しています。

養育支援訪問

こんには赤ちゃん訪問を受けた後に、更に支援が必要な方を対象に訪問を実施し育児の相談・支援を行います。

乳幼児健診

対象者に個別通知をして保健センターで実施しています(ただし9~11か月健診は交付された受診票を使って委託医療機関で受診します)

- ・3~4か月児健診
- ・6~8か月児健診
- ・9~11か月児健診(医療機関にて)
- ・1歳6か月児健診
- ・2歳児歯科検診
- ・2歳6か月児歯科検診
- ・3歳6か月~3歳8か月児健診

親子教室

言葉や身体の使い方等を小集団での活動を通じて発達を促し、親子で遊ぶ事の楽しさを感じてもらうための親子教室です。対象は2歳前後~4歳未満です。専門職から子どもとの関わり方や発達を促す遊びや体操、言葉についてのアドバイスを受けられます。

大島児童相談所巡回相談

年に2回、専門職(臨床心理士、相談員)による相談を受けられます。

例年:7月・12月実施

こども総合療育センター巡回相談

年に1回、専門職(医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、等)による相談を受けられます。

例年:6月

児童手当

【対象者】中学校第3学年修了までの子どもを養育する父母等(令和4年10月支給分から、所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当は支給されません。)

【内容】

- ◎3歳未満:一律月額15,000円
- ◎3歳以上小学校修了まで:月額10,000円(第3子以降は15,000円)
- ◎中学生:一律月額10,000円
- ◎特例給付:(所得制限限度額以上、所得上限限度額以内):月額5,000円

児童扶養手当

【対象者】

- ①両親が離婚
- ②父母が死亡又は重度心身障害者
- ③裁判所からのDV保護命令を受けている、あるいはその他の事情により父母と生計を共にしない子どもの父母及び養育者

【内容】児童が18歳に到達する年度の3月まで支給。月額全部支給の場合44,140円(所得制限あり)第2子以降加算額あり。物価スライド制の導入により支給額変更あり。

特別児童扶養手当

【対象者】

20歳未満で心身に障害のある子どもの扶養者

【内容】月額35,760円~53,700円(等級に応じて支給、所得制限あり)

物価スライド制の導入により支給額変更あり。

障害児福祉手当

【対象者】

20歳未満で①-③のいずれかにあてはまる方

- ①身体障害者手帳1級・2級(一部該当しない障害があります)をお持ちの児童
- ②療育手帳A1をお持ちの児童
- ③①・②と同程度の障害がある児童

【内容】14,880円(月額)

子ども医療費助成事業

【対象者】

高校第3学年修了までの子どもを養育する父母等

【内容】

◎課税世帯非課税世帯ともに保険診療分を全額償還払い

(ただし、非課税世帯は具内医療機関等における保険診療分の窓口負担が無料となる給付事業を優先して利用)

ひとり親家庭等医療費助成事業

【対象者】

母子又は父子等ひとり親家庭の子どもと扶養者、両親ともいない家庭の子ども、父又は母が障害者の子ども及び裁判所からのDV保護命令を受けている子どもと父又は母

【内容】

18歳に到達する年度の3月分まで保険診療分を全額助成。

重度心身障害者医療費助成事業

【対象者】

身体障害1・2級、療育手帳A1・A2またはB1でIQ35以下の方、身体障害3級かつIQ50以下の方

【内容】

全額助成(保険診療分)

【問い合わせ】保健福祉課 84-3153

未熟児養育医療費助成

身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、指定養育医療機関に入院して治療を受ける場合、医療費の自己負担分を助成します。ただし、家族の収入の状況に応じて医療費の一部負担があります。

知名町特定不妊治療旅費助成事業

【対象者】

鹿児島県が行う特定不妊治療費の助成の対象となった治療を受けた夫婦

【内容】

通院や現地滞在等に要した経費の一部を助成

【問い合わせ先】

保健センター 0997-93-2075

ハイリスク妊産婦出産支援事業

【対象者】

妊産婦又は新生児で島外の医療機関で治療を受ける必要がある者

【内容】

必要な交通費及び宿泊費等を一部助成

児童島外療育等旅費助成事業

【対象者】

本町が実施する療育相談等において島外の医療機関等で療育等を受けることが必要である旨の診断書等を発行され、それにより、島外の医療機関等で療育等を受けた児童及びその付添いをした保護者1名

【内容】

必要な交通費及び宿泊費等を一部助成

かごしま子育て支援パスポート事業

協賛店でパスポートを見せると、いろいろな子育て支援サービスが受けられます。スマートフォンでも利用できます。

【交付対象】

妊娠中の方又は満18歳未満の子どもがいる世帯

【交付手続き】

QRコードを読み取って登録するか、子育て支援課又は保健センターにて手続きをして下さい。



かごしま子育て支援パスポート
専用WEBサイト

心身障害児施設等入所児 見舞旅費助成事業

心身障害児施設等に入所(院)している児童を養育している保護者が、入所(院)児童を見舞った際の旅費を助成します。

【対象者】

心身障害児を養育している保護者

【内容】

支給金額：船賃2等往復実費額(ただし、和泊港から鹿児島新港又は那覇港までの往復運賃を限度とする)と宿泊料2泊分までの実費額(ただし、1泊5,000円を上限とする)

申請方法：申請書に訪問先施設等の証明を付記し、印鑑・申請者名義の普通預金通帳を持参のうえ、申請してください。

子育て支援金事業

支援金の種類は2種類あります。

◎「出生支援金」

【対象者】知名町に住所を有し、出生時点を含め継続して1年以上知名町に住所を有する母で出生児の住所登録地が知名町であること。

◎「入学準備支援金」

【対象者】小学校、中学校および高等学校等に1年生として入学する者と生計を同じくする養育者であること。

【内容】一律50,000円(知名町商工スタンプ会商品券)を支給

子育て応援きっぷ発行事業

【対象者】

知名町に在住し、在宅において生後3か月から就学前までの乳幼児を保育する保護者等。

【内容】

町内の一時預かり施設で利用できる「子育て応援きっぷ」をお子様おひとりにつき12枚(1枚300円)発行します。対象者へは、6月と11月に対象者へ子育て支援課から案内を送付します。

認定こども園保育園入園のご案内

こども園等の入園を希望される方は、子育て支援課で手続きをしてください。

受付期間 4月新規入園の場合は12月中。(4月以降に入園希望の場合は、随時受け付けています)

受付場所 子育て支援課 0997-84-3170

提出書類 子育て支援課に備えてある「入園申込書」に入園資格認定及び保育料算定に必要な書類を添付して提出してください。※様式は知名町ホームページでダウンロード可

入園資格認定に必要な書類(主なもの)

- ◎就労証明書
- ◎出産・妊娠中の場合：母子手帳の写し
- ◎病気の場合：医師の診断書
- ◎障害者の場合：障害者手帳の写し
- ◎求職活動を行う場合：求職活動申立書

保育料算定に必要な書類

課税証明書(マイナンバーがある場合は不要)

入園できる基準

こども園等へ入園できる基準は終日保育の場合は両親(両親が別居している場合は児童の面倒をみている方)が共に次のいずれかに該当し、かつ児童と同居している親族等も児童の保育ができない場合に限られます。

- ①1月当たりの就労時間の常態が120時間以上であること(短時間は48時間)
- ②妊娠中であるか、または出産後間もないこと
- ③疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害があること。
- ④同居または長期入院等をしている親族を常時介護または看護していること
- ⑤求職活動を行っていること 等

※今後受付期間については変更する事もありますので広報等でご確認ください。

一時預かり事業 (保育園及び認定こども園)

【対象】

生後6月以上の小学校就学前子どもとする(但し定員の空きがある場合のみ利用可)

【内容】

- (1)非定型保育 保護者の労働、職業訓練、就労等により、家庭保育が断続的に困難となる小学校就学前子どもに対する保育
- (2)緊急保育 保護者の疾病、冠婚葬祭その他の社会的にやむを得ない理由により、緊急又は一時的に保育を必要とする小学校就学前子どもに対する保育
- (3)リフレッシュ保育 保護者の育児に伴う負担の軽減等を理由として、一時的に保育が必要となる小学校就学前子どもに対する保育

【保育料】満3歳未満 2,000円、満3歳以上1,800円

延長保育事業

【対象】

施設の在園児で、短時間保育(1日当たり8時間までの保育の利用をいう。)の認定を受けた児童

【利用料】

保育短時間認定を受けた子ども1時間につき100円

認定こども園すまいる

電話番号 0997-93-3583 知名町瀬利覚

認定こども園きらきら

電話番号 0997-93-2288 知名町田皆

しらゆり保育園

電話番号 0997-93-4959 知名町知名

療育施設、その他保育に関する事業

児童発達支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

児童発達支援とは障がい児通所支援の一つで、療育の観点から支援が必要であると認められた、障がいのある子どもが対象です。

【申請方法】

- ①子育て支援課または保健センターに相談
 - ②利用希望施設を見学予約して見学
 - ③相談支援事業所（社会福祉協議会）にて面談、相談、利用計画案作成
 - ④相談支援事業所が利用計画案を町へ提出
 - ⑤相談支援事業所が事業所と調整
 - ⑥町が支給決定。受給者証送付
 - ⑦事業所と契約後に利用開始
- 利用開始までは1か月～2か月かかります。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

労働などにより、昼間保護者が家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全な育成を図ります。

【問い合わせ先】

●知名小、下平川小の児童

放課後児童クラブしらゆり
(知名)0997-85-1036

●田皆小、住吉小、上城小の児童

放課後児童クラブしらゆり
(田皆)0997-93-2150

【開所日】

月曜日～金曜日 4月～9月 放課後～18:30
10月～3月 放課後～18:00

土曜日及び学校休業日 8:30～18:00

【休所日】

日曜・祝祭日・お盆休み・年末年始

しらゆり保育園入園式当日・前日の2日間

【利用料】

- ・月額：4,500円（別途おやつ代月額1,500円）
- ・土曜日及び学校休業日：1,000円（日額加算）

おきえらぶ子どもハビリサポートセンター
ぽてと・はびりすぽてと

電話 0997-84-3867(知名町)
<https://www.poteto-okinoerabu.com>

療育センターのびのび
電話 0997-92-1850(和泊町)

サランセンター
電話 0997-92-0555(和泊町)

ヒマワリクラブ 知名教室
電話 0997-85-1650(知名町)

病児病後児保育事業

病気または病気回復期のお子さんを家庭で看護することができないとき、集団保育の許可が下りるまで、一時的にお預かりします。

【対象児童】生後6か月から小学校3年生までの児童

【利用時間】月・火・木・金曜 9:30～17:00
水・土曜 9:30～12:30

【休所日】日曜及び祝祭日・年末年始

【利用料金】500円（おやつ等食事は別途、受診する場合も別途）

【実施場所】本部医院 0997-93-3131

子育て短期支援事業

【対象者】次の事由に該当する家庭の子どもまたは母子等

- 保護者の疾病
 - 育児不安、育児疲れなど身体上または精神上の事由
 - 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
 - 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的事由
 - 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合
- 【内容】上記事由による身体的または精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等（里親含む）で一定期間（原則7日以内）子どもを預かる事業

子育て広場に関すること

地域子育て支援拠点事業所「そら・SORA」 （子育て広場及び一時預かり）

子育て広場 （フローラルパーク管理棟内）

親子で気軽に集い、遊んだりおしゃべりをしたり、季節の行事を楽しんだりして、みんなで子育ての輪を広げましょう！

【対象】

未就学の親子

【日時】

週に5日（原則月～金）
午前9時～午後3時（うち5時間）

一時預かり

（フローラルパーク管理棟内）

保護者の疾病やリフレッシュ時等に乳幼児の一時的な預かりを実施します。

【対象】

概ね生後6か月から小学校就学前までの乳幼児

【日時】

週に5日、午前8時30分～午後4時30分
利用日時等相談可

【利用料】有料

地域子育て支援拠点事業所 そら・SORA 電話番号 070-1990-5689

すまいるキッズ（こども園すまいる内）

対象・内容等は子育て広場と同様ですが日時についてはこども園が設定する日となっています。

認定こども園すまいる 電話番号 0997-93-3583

きらきらキッズ（こども園きらきら内）

対象・内容等は子育て広場と同様ですが日時についてはこども園が設定する日となっています。

認定こども園きらきら 電話番号 0997-93-2288

問い合わせ先 知名町子育て支援課 電話：0997-84-3170

3歳から5歳までの幼稚園・保育所・認定こども園などを 利用する子供たちの利用料が**無償化**されました。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。



知名町の認定こども園、保育所等を利用する子供たち

対象者・利用料

認定こども園、保育所等を利用する3歳から5歳までの
全ての子供たちの利用料が無償化されます。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 食料料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。国の制度では副食費として4,500円目安を保護者負担（一部世帯を除く）として施設へ支払う事となっていますが、**知名町は3歳児以上の全てのお子さんの副食（おかず・おやつ等）の費用を国目安額4500円まで免除し、町が負担します。併せて、これまで負担していた主食費500円（半日利用者400円）についても町が負担する事となりました。**

0歳から2歳までの子供たちについては、**住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注)年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

町内で対象となる施設・事業 **認定こども園、保育園**

こども園の預かり保育を利用する子供たち

対象者・利用料

無償化の対象となるためには、知名町子育て支援課にて「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります

子ども園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

対象者・利用料

無償化の対象となるためには、知名町子育て支援課にて「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、子育て支援課にご確認ください。

3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

町内で対象となる施設・事業

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、**3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の揭示を求めるとなっております。

問い合わせ先 **知名町子育て支援課** 電話:0997-84-3170

島内の公園・医療機関等

知名町のこども園・保育園

- A 認定こども園 すまいる 0997-93-3583
- B 認定こども園 きらきら 0997-93-2288
- C しらゆり保育園 0997-93-3033



公園・海水浴

- a フローラルパーク
- b 白浜マリナーパーク
- c メントマリ公園
- d 大山野営場
- e ショウヌ川公園
- f あまたふれあい公園
- g あしきぶ公園
- h 越山
- i ヤーシチ公園
- j 笠石海浜公園
- k 伊延の公園
- l ワンジョビーチ
- m 沖泊海浜公園
- n 屋子母ビーチ

子育て世帯向け施設

- 1 そら・SORA 070-1990-5689
- 2 スマッピー(遊具付きカフェ・託児・その他活動) 080-5614-0501

島内の公園・医療機関等

子ども第三の居場所

- 1 e.lab(イーラボ)<みんなのおうち> 050-3573-6396
- 2 entaku(エンタク)050-8885-9760



知名町・和泊町の病院

- | | | |
|----|--------------|--------------|
| 1 | 徳洲会病院(総合) | 0997-93-3000 |
| 2 | 本部医院(整形・内科) | 0997-93-3131 |
| 3 | 大蔵医院(内科・小児科) | 0997-93-5033 |
| 4 | 松下歯科医院 | 0997-93-2213 |
| 5 | 松尾歯科医院 | 0997-93-5257 |
| 6 | 日吉歯科医院 | 0997-93-3688 |
| 7 | ふくやま歯科医院 | 0997-93-2755 |
| 8 | 町田医院(小児科) | 0997-92-3737 |
| 9 | 朝戸医院(内科・眼科) | 0997-92-1131 |
| 10 | 福山医院(小児科) | 0997-92-0033 |
| 11 | 前田歯科クリニック | 0997-92-0418 |
| 12 | 本城歯科医院 | 0997-92-3770 |

知名拡大マップ



子どもの学習に関すること(図書館)



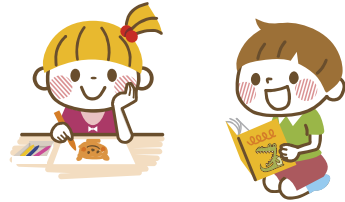
ブックスタート

町内で生まれた赤ちゃん(6か月児)を対象に、おすすめ絵本2冊などが入った『ブックスタート・パック』を配布する、ブックスタート事業をおこなっています。



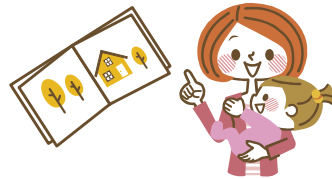
移動図書館車「えらぶっくカー」

各小中学校ごとに月2回巡回。子どもたちが町立図書館の本に触れ合う機会を提供し、読書活動の推進を図ります。



おはなしのじかん

毎月のテーマにあった絵本・紙芝居・パネルシアター等の実施と、幼児向けの簡単な工作をおこなっています。木曜日午前中に未就学児向けを、土曜日の午後全児童を対象におこなっています。



あかちゃんおはなし会

ブックスタートから1週間後に実施。乳幼児を対象に、絵本の読み聞かせや手遊び等をおこなっています。

知名町立図書館

- 所在地** 知名町知名412番地
- 開館時間** 夏季(4月～9月) 10時～18時30分
冬季(10月～3月) 9時30分～18時
- 休館日** 祝日、毎週月曜日、12/29～1/3、蔵書点検期間(3月前半頃)
- 貸出**
 - ・利用者カード(図書館にて申込登録後発行)
 - ・1人10冊まで(視聴覚資料は2点まで)
 - ・14日間以内の期間(視聴覚資料は7日以内の期間)
 - ・時間外及び休館日の図書の返却は、玄関の返却用ボックスに投函してください。

問い合わせ先 **知名町立図書館**

電話:0997-93-4356

子どもの学習に関すること

放課後子ども教室

地域の方々の参画を得て、安心・安全な場所での学びを提供しています。

【実施校】住吉小学校

【時間】毎週火曜日・木曜日の午後3時15分～午後4時30分

【活動内容】学習・三味線

【参加料】無料

【実施校】下平川小学校

【時間】毎週火曜日の午後3時15分～午後4時30分

【活動内容】学習・三味線

【参加料】無料

お問合せ **知名町生涯学習課**

電話番号 0997-81-5151

e.lab<みんなのおうち> (下城1230)

「遊ぶように学びながら暮らす」がコンセプトの“みんなのおうち”に自由に使えるカフェスペースとアトリエがOPEN! ラテアートや3Dプリンター、ぜひ他にもやってみたいことを教えてください! 全力で応援します~!

【開館日時】12～18時(定休日 水金) ●こども優先タイム(月火木15～18時) ●中高生優先タイム(週末16～18時) 【利用料】無料 【機材使用料】こどもも無料/おとなは一部機材有料 【使用可能機材】3Dプリンター、電気炉、エスプレッソマシン(ラテアート!) エアフライヤー、その他キッチン家電、工作材料・画材など(導入機材リクエスト受付中!) 【プログラム】 ●さんしるあしび～三線教室～(日曜/月2回) ●うみとウミガメの学校(最終週の日曜) ●おむすびむすぽ～こども食堂～(第2土曜) など 【運営】一般社団法人えらぶ手帖(子ども第三の居場所/コースセンター起業塾 助成事業)



Instagram QR

お問合せ **e.lab<みんなのおうち>**

電話番号 050-3573-6396
E-mail: okino.e.lab@gmail.com

一般社団法人collage

子どもから大人まであらゆる世代が自分らしくいられる島、いつでも新しい学びをはじめられる島をつくるために活動しています。

◎ものづくりワークショップ ◎お仕事体験ワークショップ ◎心の教育に関するワークショップ ◎ICT活用(STEAM、メディアリテラシーなど)に関する学びの場の提供や学習サポート ◎子どもの発達、学校や学習、家庭や生活などに関する相談(発達検査などのアセスメント含む) ◎教育や子育てに関する講演会

令和3年度より、知名町男女共同参画事業として「女性のためのプチサロン」を実施しています。料金は無料、予約制です。お気軽にお越しください。【場所】エラブコ(おきのえらぶ島観光協会) レクチャールーム

お問合せ **一般社団法人collage**

E-mail: collage.okinoerabu@gmail.com
LINE: @2011fayw



collage LINE@

家庭教育支援

家庭や学校、子どもとの生活についての疑問や不安なこと…

もし困っていることがあったら、本町の家庭教育支援員に話してみませんか。知名町家庭教育支援チーム「ゆいゆい」では、匿名でご相談も受け付けています。



「ゆいゆい」LINE@

お問合せ **知名町家庭教育支援チーム「ゆいゆい」** 電話番号 0997-81-5151

学校関係

入学前

就学教育相談会	6月中旬	児童発達支援事業所に教育委員会職員が訪問し希望された保護者と面談を行います。
就学时健康診断	10月中旬	案内通知を郵送します。必ず受診してください。
入学通知書	1月中旬～下旬	通知書を郵送します。入学式当日まで保管し、入学式当日学校へ提出してください。
入学説明会	1月下旬～	各学校の主催で、入学準備等の説明があります。
入学時期	例年4月6日	4月1日時点で満6歳に達している児童

入学後

本町に転入したとき 校区外へ転居したとき	転入転居手続きを役場町民課で行った後、住民異動届コピーを学校教育課へ提出してください。前の学校で交付された在学証明書、教科書給与証明書は指定された学校へ提出してください。
本町から転出するとき	転出手続きを役場町民課で行った後、在籍している学校で、在学証明書、教科書給与証明書の交付を受け、引越し先の市町村で手続きをしてください。

特別支援学級・通級指導教室

知的障害特別支援学級 自閉症・情緒障害・ 肢体不自由特別支援学級 言語障害通級教室	特別支援学級および通級指導教室を設けている学校があり障がいに応じた教育を行っています。 設置校につきましては、知名町学校教育課にお問い合わせください。
--	--

就学援助費

児童生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対して、学用品費などを援助します。

- 【対象者】町内の小・中学校に通う児童生徒の保護者（※所得制限等、認定基準あり）
- 【援助の内容】学用品費、給食費、新入学児童・生徒学用品費等
- 【申込み方法】申請書が学校にあります。各学校に申請書を提出してください。

特別支援教育就学奨励費

児童生徒が特別支援学級で学ぶ際の教育関係経費について学用品費などを援助します。

- 【対象者】町内の小・中学校に通い、特別支援学級に在籍または療育手帳をお持ちの児童生徒の保護者（※所得制限あり）
- 【援助の内容】学用品費、給食費、新入学児童・生徒学用品費等
- 【申込み方法】申請書が学校にあります。各学校に申請書を提出してください。

問い合わせ先

知名町学校教育課

電話：0997-84-3158

? ヤングケアラーって?

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。
障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。
日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。
アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。
障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

? ヤングケアラーは「ふつうのこと」?

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、すこし注意が必要です。



学校の先生・スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカー・親戚の人・友達など、
信頼できる相手に相談してみましょう。

厚生労働省の特設ホームページでも、様々な相談先を紹介しています。
<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



それは、親子の未来を守る相談



一人で抱え込まないで。

それは、親子の未来を守る相談。
いちはやく おなやみ
0120-189-783
 児童相談所 相談専用ダイヤル

通話料無料

そうだ…

話してくれて、ありがとう。

2023年2月開設予定
親子のための相談LINE
 子どものあなたも相談できます

ママもパパも、一人で抱え込まないで。

子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください。

それは、親子の未来を守る連絡



勘違いでも構いませんよ

個人情報も守られます

ホッ

たとえ勘違いだったとしても。

「あの親子、大丈夫かな」と思ったら、迷わずご連絡ください。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

- 通話料無料 ●匿名でも大丈夫です
- お住いの地域の児童相談所につながります
- 秘匿情報は厳守します ※一部のIP電話からは繋がりません

いちはやく
189

特設サイトはこちら



詳しくは、特設サイトへ
<https://www.mhlw.go.jp/189-ichihayaku/>